

○実用新案法（第二条関係）

改正案		現行	
<p>（登録料）</p> <p>第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、第十五条第一項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。</p>			
各年の区分	金額	各年の区分	金額
第一年から 第三年まで	毎年八千五百円に 一請求項につき 千円を加えた額	第一年から 第三年まで	毎年六千円に 一請求項につき 七 百円を加えた額

第四年から 第六年まで	毎年一万六千九百円に一請求項につき二千円を加えた額
第七年から 第十年まで	毎年三万三千八百円に一請求項につき四千円を加えた額

(第二項以下略)

別表(第五十四条関係)

納付しなければなら ない者	金 額
一 實用新案登録出願を する者	円 一件につき一万七千

第四年から 第六年まで	毎年一万二千円に一請求項につき千四百円を加えた額
第七年から 第十年まで	毎年二万四千二百円に一請求項につき二千八百円を加えた額

(第二項以下略)

別表(第五十四条関係)

納付しなければなら ない者	金 額
一 實用新案登録出願を する者	円 一件につき一万千

<p>二 第四十八条の五第一 項の規定により手続 をすべき者</p>	<p>三 第四十八条の十四第 一項の規定により申 出をする者</p>	<p>四 出願審査の請求をす る者</p>	<p>五 登録異議の申立て（ 請求公告に係る異議</p>
<p>一件につき一万七千 円</p>	<p>一件につき一万七千 円</p>	<p>一件につき四万六千 五百円に一請求項に つき千五百円を加え た額</p>	<p>一件につき五千五百 円</p>

<p>二 第四十八条の五第一 項の規定により手続 をすべき者</p>	<p>三 第四十八条の十四第 一項の規定により申 出をする者</p>	<p>四 出願審査の請求をす る者</p>	<p>五 登録異議の申立て（ 請求公告に係る異議</p>
<p>一件につき一万千円</p>	<p>一件につき一万千円</p>	<p>一件につき三万千円 に一請求項につき千 円を加えた額</p>	<p>一件につき四千四百 円</p>

の申立てを含む。 を する者	六 第二十六条において 準用する特許法第七 十一条第一項の規定 により判定を求め る 者	七 裁定を請求する者	八 裁定の取消しを請求 する者	九 審判又は再審を請求
	一件につき四万円	円 一件につき五万五千	円 一件につき二万七千 五百円	一件につき四万九千

の申立てを含む。 を する者	六 第二十六条において 準用する特許法第七 十一条第一項の規定 により判定を求め る 者	七 裁定を請求する者	八 裁定の取消しを請求 する者	九 審判又は再審を請求
	円 一件につき三万二千	円 一件につき四万四千	円 一件につき二万二千	一件につき三万九千

十	
加を申請する者 審判又は再審への参	する者
円 一件につき五万五千	五百円に一請求項に つき五千五百円を加 えた額

十	
加を申請する者 審判又は再審への参	する者
円 一件につき四万四千	六百円に一請求項に つき四千四百円を加 えた額